

なら 労働時報

夏には連続休暇を! ほっとWeek

現在、職場環境の変化などによる長時間労働に伴う健康障害や、メンタルヘルスの問題が多く発生しています。労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るために、また、しっかり働くエネルギーを蓄えるためにも、連続した長期休暇でリフレッシュすることは必要です。

特に夏は、暑さのために疲労しやすく、十分な休養が必要であること、学校も休みであり家族とのふれあいを深めるよい機会となることなどから、夏季における連続休暇の普及・促進が期待されています。

社内で交代して休暇をとったり、年次有給休暇を活用するなどの工夫をして、夏の連続休暇「ほっとWEEK」を創りましょう。



CONTENTS

夏には連続休暇を! ほっとWeek	表紙
奈良県社員・シャイン職場づくり 推進企業の紹介	1
全国安全週間	2
第80回メーデー	3
ワーク・ライフ・バランス対応経営マニュアル	4
中小企業労働相談所における労働相談件数	5
労使関係総合調査ご協力のお祝い	5
労務改善Q & A	6
こまどりローンのご案内	7
ワーク・ならネット(メールマガジン)登録者募集	7
奈良県の労働経済主要指数	7

「仕事探し」がさらに便利に!

◆奈良県地域就職支援センター TEL.0742-25-3708
 月～土曜(祝日・年末年始除く) 午前8時30分～午後5時 開館
 奈良市西木辻町93-6 奈良労働会館1F
<http://www.pref.nara.jp/koyo/i-center/database.html?t=n&id=57>



労働相談ダイヤル

◆奈良県雇用労政課
 ☎ 0120-450-355

月～金(祝日除く)
 午前9時～午後5時

◆奈良労働会館
 ☎ 0742-23-5730

第4土曜日
 午後1時～午後5時

◆中和労働会館
 ☎ 0745-22-6631

第1土曜日
 午後1時～午後5時

◆南和労働会館
 ☎ 0747-52-2509

第3金曜日
 午後1時～午後5時

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4108.htm

◆奈良県労働委員会
 ☎ 0742-23-3530

労働者と事業主との間の紛争解決のための「あっせん」を行っています。
http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1704.htm



しごと相談ダイヤル

月～土(祝日除く)
 午前9時～午後5時

◆奈良しごとiセンター
 ☎ 0742-23-5730

◆高田しごとiセンター
 ☎ 0745-24-2010

パート・内職・技術講習など情報を提供します。
 企業内人権相談もご利用ください。

<http://www.pref.nara.jp/koyo/i-center/>

「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録企業の紹介

奈良県では、仕事と家庭の両立や男女が共に働きやすい環境整備など良質の雇用環境整備に取り組む企業に「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」として登録してもらい、その取組事例等を広く紹介することで県内事業所に働きやすい職場づくりを広げる取組を行っています。

また、登録企業の中から、特に取組内容が優れている企業を毎年奈良県知事が表彰しています。
ここでは平成20年度に表彰及び登録された企業名をご紹介します。

(なお、各登録企業の取組内容については次号以降で順次ご紹介させていただきます。)

平成20年度表彰企業

社会福祉法人愛和会（保育所 <http://www.aiwakai-nara.or.jp/>）

共同精版印刷株式会社（印刷業 <http://www.kspkk.co.jp/>）

社会福祉法人万葉福祉会（老人福祉事業 <http://www.manyoen.jp/>）



平成20年度登録企業（平成20年度表彰企業を除く）

アイ・ピー・ファイン株式会社（サービス業 <http://www.ipfine.com/>）

医療法人岡谷会（医療業 <http://www.okatani.or.jp/>）

医療法人厚生会（医療業 <http://www.nara-koseikai.or.jp/>）

奈良交通株式会社（運輸・通信業 <http://www.narakotsu.co.jp/>）

市民生活協同組合ならコープ（卸売業・小売業 <http://www.naracoop.or.jp/>）

ニッタ株式会社奈良工場（製造業 <http://www.nitta.co.jp/>）

医療法人平和会（医療業 <http://www.heiwakai.or.jp/>）

社会福祉法人明徳会（サービス業 <http://www.tender.or.jp/>）

奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業を募集!

今年度も引き続き働きやすい職場づくりを推進している「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」を募集しています。

■登録すれば・・・

- 登録証書を交付しますので、登録企業であることを対外的にPRできます。
- 登録・表彰企業を県のホームページで紹介するとともに、企業ホームページにリンクします。
- 登録・表彰企業掲載の県ホームページを県広報誌等で紹介します。
- 労働関係情報誌、メールマガジン等で広く周知します。
- 企業合同説明会等で紹介します。
- 大学等各種就職相談窓口を紹介します。
- 登録企業に各種職場環境整備に関する情報を提供します。
多数のご登録をお待ちしています。

■申請及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県商工労働部雇用労政課労政福祉係 TEL 0742-27-8828

登録要件については雇用労政課のホームページ (www.pref.nara.jp/dd_asdx_menuid-4090.htm)
をご覧ください。

定着させよう「安全文化」 つみ取ろう職場の危険

全国安全週間

7月1日(水)～7月7日(火)

準備期間 6月1日(月)～6月30日(火)

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、本年で第82回を迎えます。

我が国の労働災害による被災者数は、長期的には減少傾向にあるものの、今なお、1,200人を超える尊い命が労働の場で失われているとともに、労災保険新規受給者数は年間約55万人にも上っており、減少がみられていません。また、派遣労働者の数が増加する中で、派遣労働者に係る労働災害が近年増加しています。さらに、一度に多くの労働者が被災し社会的に大きな関心を集める災害が跡を絶っていません。

一方で、景気は急速な悪化が続いており、企業における労働災害防止対策に係る活動が停滞することも懸念されます。

このような中、労働災害の一層の減少を図るためには、危険性又は有害性等の調査等の実施により、職場から機械設備、作業等による危険をなくしていくことや、職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底を図ることなどにより「労働者の安全と健康を最優先する企業文化」である「安全文化」を定着させることが不可欠です。

本年度は、「定着させよう「安全文化」 つみ取ろう職場の危険」をスローガンとして全国安全週間を契機として、職場における労働災害防止の重要性について認識を深めるとともに、安全活動の着実な実行を図ってください。

第80回 メーデー

労働者の祭典であるメーデーが、連合系（4月29日）と労連系（5月1日）に分かれて、それぞれ奈良公園県庁前広場で開催されました。

連合系労働組合で構成された実行委員会（森本哲次実行委員長）主催による「第80回メーデー地方大会」は、労働者やその家族ら約7,000人が参加して、「すべての働く者の連帯で、「平和・人権・労働・環境・共生」に取り組み、労働を中心とする福祉型社会と自由で平和な世界をつくろう！」をスローガンに掲げて開催されました。

式典では、森本哲次連合奈良会長が「小泉政権でより一層派遣労働が緩和され、働き方の多様化が進んだが、結果としてワーキングプアが急増した。雇用を守り、格差のない社会の実現のためには、政権交代が必要」などと訴えました。

続いて、荒井正吾奈良県知事、藤原昭奈良市長、馬淵澄夫民主党奈良県総支部連合会代表、樹杉和彦社会民主党奈良県連合代表等の祝辞の後、「平和・人権・労働・環境・共生に取り組み、労働を中心とする福祉型社会と自由で平和な世界を実現する」などのメーデー宣言が採択されました。式典後、参加者は、「解雇・雇止めを許さないぞ」「労働者の暮らしを守れ」などのプラカードや横断幕を掲げながら奈良市内をデモ行進しました。

労連系労働組合で構成された実行委員会（梅林光生実行委員長）主催による「第80回奈良県メーデー」は、労働者やその家族ら約2,000人が参加して開催されました。

式典では、梅林光生奈労連議長が「平和を守る国民本位の社会へ」と訴えました。そして、日本共産党の豆田よしのり氏があいさつを行い、医療現場での人手不足の解決を訴えての合唱等が続いて、「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」などのメーデー宣言が採択されました。式典後、参加者は「働く人の権利を守れ」などのプラカードや横断幕を掲げながら奈良市内をデモ行進しました。



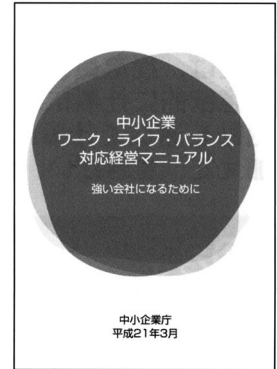
中小企業経営者の方々へ。「強い会社になるために」 ワーク・ライフ・バランス対応経営マニュアル

現在、一人ひとりの価値観が多様化する中で、「自分の成長につながる仕事」、
「子育てや介護等に対応した働き方」など、働き方の多様性が求められています。

このような中で、経営者は従業員の能力を生かす働き方を可能にすることで、優秀な人材をひきつけ、会社を強くしていくことが重要になります。

それを実現するのが、本冊子で紹介するワーク・ライフ・バランス対応経営です。
この取組は、まず、業務の見直しを行い、ムダを削減することから始まります。
これは工夫次第でコストをかけずに会社の魅力を高めるものです。

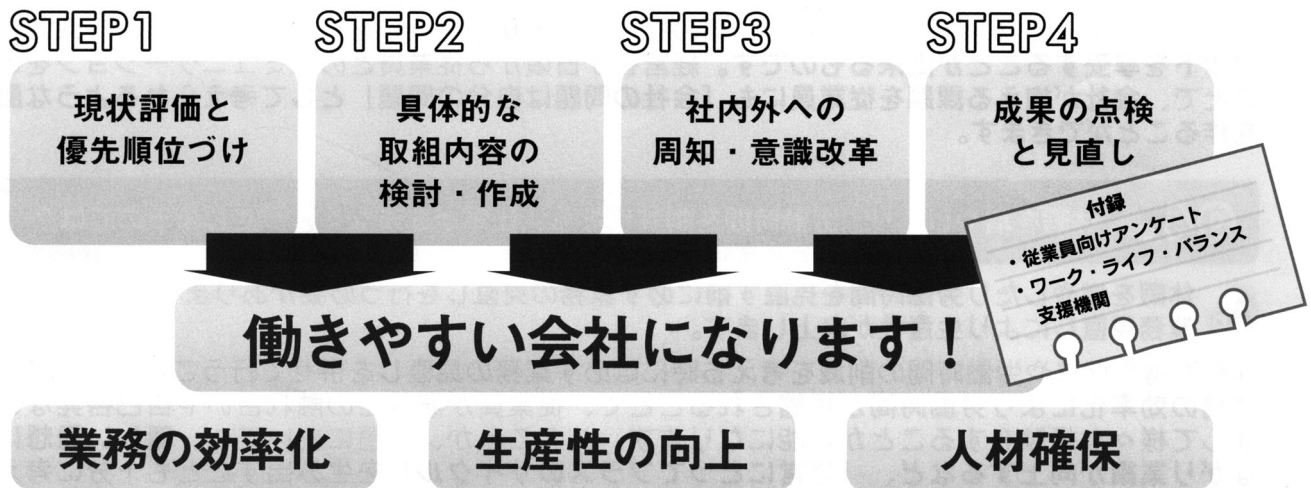
中小企業の持つ「スピード感」や「一体感」という強みを生かしながら、ワーク・
ライフ・バランス対応経営の第一歩を踏み出しましょう！！



ワーク・ライフ・バランス対応経営マニュアルの構成

今すぐワーク・ライフ・バランス対応経営の第一歩を踏み出したい企業向けに、経営者、従業員それぞれの視点で現状把握ができるチェックシートを掲載しています。その他助成金に関する情報等、中小企業のワーク・ライフ・バランス対応経営導入に役立つ情報が掲載されています。

ワーク・ライフ・バランス対応経営のメリットとステップ



ワーク・ライフ・バランス対応経営の第一歩を踏み出してみませんか？

お問い合わせ

下記サイトに「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営マニュアル」を掲載



<http://www.chusho.meti.go.jp>

(マニュアルやお役立ち情報がダウンロードができます)



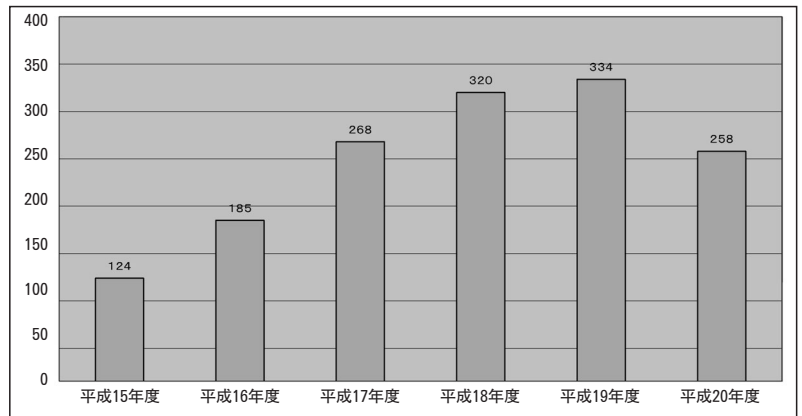
マニュアルに関するお問い合わせは 中小企業庁経営支援部経営支援課 まで
TEL: 03-3501-1763 FAX: 03-3501-7099

平成20年度 中小企業労働相談所における労働相談の状況

1. 労働相談件数

平成20年 4月から平成21年 3月までの相談件数は258件で、前年度の334件と比べ、76件減少しています。

労働相談件数の推移

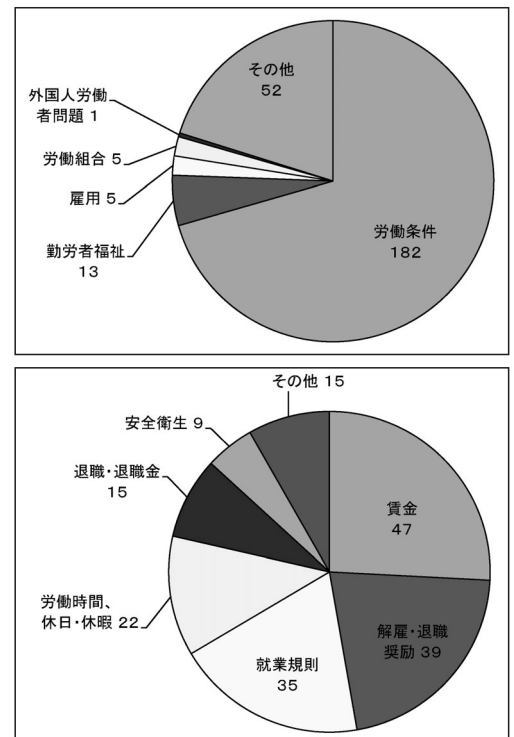


2. 内容別労働相談件数

労働相談を内容別にみると、「労働条件」に関するものが最も多く、182件（71%）、次に「勤労者福祉」に関するものが13件（5%）、「雇用」に関するものが5件（2%）、「労働組合」に関するものが5件（2%）、「外国人労働者問題」に関するものが1件（0.4%）となっています。

さらに、「労働条件」に関するものの相談内容を項目別にみると、「賃金」47件、「解雇・退職奨励」39件、「就業規則」35件、「労働時間、休日・休暇」22件、「退職・退職金」15件、「安全衛生」9件と続いています。

内容別労働相談件数



平成21年 労使関係総合調査ご協力をお願い

厚生労働省では、毎年全国一斉に『労使関係総合調査』を実施しています。

この調査は、労働組合数・加盟組織系統などの状況を把握する「労働組合基礎調査」と、毎年テーマを変えて（本年は「労使コミュニケーション調査」）実施される実態調査（調査対象は抽出による）からなり、今後の労働行政の基礎資料とするものです。

調査は、奈良県が委託を受けて、基本的には各労働組合及び事業所に調査票を郵送させていただきますが、調査員が直接訪問させていただく場合もあります。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

あわせて、抽出させていただいた一部の労働組合を対象に、平成21年春季賃上げ及び夏季一時金要求・妥結状況調査を実施します。本調査は奈良県が実施するもので、労働組合の春季賃上げ及び夏季一時金要求等の取組を通じて県内の賃金実態を把握するためのものです。該当の労働組合に「労働組合基礎調査」と一緒に調査票を同封させていただきますので、あわせてご協力くださいますようお願いいたします。

労務改善 Q&A

Q

会社から、業績不振を理由に、賃金をカットすると一方的に通告されました。やむを得ないのでしょうか。

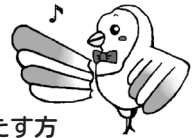
A

- 一(1) 結論からいうと、いくら業績不振の理由があるからといって、会社（使用者）からの一方的な通告で賃金をカットすることはできません。一言でいえば、賃金カットには、もう一方の契約当事者、すなわち労働者の合意が必要です。
- (2) そもそも賃金は、労働者と使用者の間の合意に基づいて成立する《労働契約》に基づいて定められるものです。以下では、労働契約とはどのようなものなのか、労働契約を変更して賃金を変更するには何が必要なのかをみていくことによって、(1)に示した結論の妥当性を検討していくことにしましょう。
- (3) 賃金は労働契約によるといっても、その賃金が就業規則(会社側が労働条件などに関して定める規則)や最低賃金法が定める基準に達していなければならない、就業規則が労働協約(労働組合がある場合に使用者と締結する協約)に反するものであってはならないなどの制限があります。従って労働契約による賃金をそのまま適用すべきでない場合もあるのですが、ここでの説明は省略します。
- 二(1) 労働契約とは、「労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する」契約です（労働契約法6条、以下条数のみで引用）。相談者も会社との間にこの契約を締結して、勤務をしているのです。
- (2) 当然のことですが、「労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない」と規定されています（6条4項）。従って、会社は労働契約によって発生する賃金支払義務を「信義に従い誠実に……履行しなければならない」こととなります。
- (3) そしてこの法律は、労働契約の締結や変更についてさまざまな原則を定めています。以下では「変更」に関するもののみを説明します。まず、契約の変更には、当事者の合意が必要なのはこれも当然であり、変更について合意が調べば、労働契約の内容となっている賃金の額を変更することができることになっています（8条）。
- (4) また労働契約の変更は「労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて」行われなければならないとされ（3条1項）、「就業の実態に応じて、均衡を考慮し」、「仕事と生活の調和にも配慮し」て行われなければならないとしています（同条2項・3項）。
- (5) これまでの説明からも、使用者側の一方的通告による賃金カットは、認められないことは明らかです。
- 三(1) 平凡な結論ですが、相談者も同僚諸氏とともに、会社側とよく話し合っ、賃金カットをそのまま受け入れるのか、カット額の減額を求めるのか、それとも現状の維持を求めるのかを判断してください。
- (2) その際には、賃金の変更は「労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて」行われるべきこと、会社側は、「一方的賃金カットの通告」だけでは、労働契約より発生する賃金支払義務を免れることができないことなどはしっかりと自覚しておくことが重要でしょう。

こまどりローン〈奈良県勤労者生活支援資金融資制度〉

奈良県が近畿労働金庫と提携して行っている働く皆様のための融資制度です。

- ①中小企業に勤務する方で次の要件を満たす方
〔・県内在住又は在勤 ・現住所1年以上居住 ・現勤務先1年以上勤務〕
- ②離職者で雇用保険受給中の方で次の要件を満たす方（連帯保証人1名必要）
〔・県内在住 ・現住所1年以上居住 ・離職前勤務先1年以上勤務〕
- ③育児・介護休業を取得中又は取得予定で、休業残期間が1ヵ月以上ある方で次の要件を満たす方
〔・県内在住又は在勤 ・現住所1年以上居住 ・現勤務先1年以上勤務〕



◆**用途**：①②教育費・医療費 ③生活資金 ◆**融資額**：100万円（介護は60万円）
◆**年利**：1.6% ◆**返済**：5年以内 ◆**保証機関の保証が必要**です

* 医療費は同居家族等の医療費、本人及び同居家族等の歯科治療費のみ対象となります。
* 金融機関の審査により、融資することが出来ない場合があります。

- 融資申込窓口 近畿労働金庫県内各支店へ
奈良支店〈0742-36-2100〉 高田支店〈0745-53-2211〉
桜井支店〈0744-45-0123〉 吉野出張所〈0747-52-0351〉
近畿労働金庫郡山ローンセンター〈0743-53-8581〉
- 問い合わせ先 上記各支店・出張所・ローンセンター
奈良県雇用労政課〈0742-27-8828〉 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4119.htm

メールマガジン「ワーク・ならネット」登録者募集

奈良県では、労働に関する県の施策や調査結果をはじめ、法律・制度の改正、就職・職業能力開発に関する情報のほか、講演会、セミナー、最新のイベント情報など、労働に関する情報をメールでお手元にお届けします。ぜひ登録してください。

★読者登録について（無料）

- ・パソコン版・携帯版「ワーク・ならネット」の読者登録は、奈良県雇用労政課ホームページからどうぞ
→ http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4091.htm

★情報配信について

- ・パソコン版：月2回（原則として毎月1日及び15日）
- ・携帯版：随時

★問い合わせ

奈良県商工労働部雇用労政課労政福祉係 TEL 0742-27-8828



奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き（新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値）>

	人口	新規求人数	新規求職数	新規求人倍率	有効求職数	有効求人数	有効求人倍率 <()内は全国値>
平成17年	1,421,367	70,795	83,654	1.18	292,319	218,916	0.75 (0.98)
18年	1,416,323	66,005	82,485	1.25	266,267	222,404	0.84 (1.06)
19年	1,410,825	63,062	73,606	1.17	254,855	200,068	0.79 (1.02)
平成20年 9月	1,405,544	5,300	5,937	1.12	21,649	15,464	0.73 (0.84)
10月	1,405,074	5,601	6,297	1.08	22,055	15,735	0.71 (0.80)
11月	1,405,039	4,179	5,554	1.10	20,911	15,359	0.71 (0.76)
12月	1,404,730	4,078	4,944	0.91	19,818	14,667	0.68 (0.72)
平成21年 1月	1,404,448	6,725	5,634	0.86	21,595	14,122	0.61 (0.67)
2月	1,403,775	6,358	5,427	0.86	23,465	14,044	0.57 (0.59)
3月	1,403,073	7,104	5,387	0.77	26,163	14,362	0.52 (0.52)
4月	1,401,515	8,637	4,708	0.73	28,715	12,921	0.48 (0.46)

(奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き（年平均、月平均 事業所規模5人以上）>

	賃 金 (円)		労働時間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成17年	306,371	252,507	145.7	9.2
18年	307,141	253,157	144.4	8.9
19年	331,077	270,159	150.6	11.0
平成20年 9月	273,605	269,756	148.8	10.5
10月	275,454	270,843	152.5	10.6
11月	288,588	269,954	149.1	10.5
12月	592,339	268,989	147.1	10.1
平成21年 1月	272,793	262,147	136.2	9.1
2月	266,239	263,056	142.3	8.8
3月	273,163	262,436	143.1	9.0
4月	272,453	265,385	149.8	9.2

(厚生労働省 毎月勤労統計調査より)